



平成28年9月16日

国土交通省

東日本高速道路株式会社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者に対する排除措置命令等に伴う指名停止措置について

1. 事実概要

公正取引委員会は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札参加業者20社に対し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成28年9月6日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

2. 工事請負契約に係る指名停止措置について

(1) 指名停止措置

本件については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第5号に該当するため、排除措置命令等を受けた20社のうち、先に刑事告発を受け指名停止措置を既に講じている10社を除く10社に対し、指名停止措置を講ずるものとする。

また、公正取引委員会より課徴金減免制度対象者であることが公表されている世紀東急工業(株)及び鹿島道路(株)については、指名停止措置要領の運用基準7-四に基づき期間を2分の1とする。

(2) 措置対象業者

別添1のとおり

(3) 措置期間

平成28年9月16日（金）〔本日〕から別添1の期間

(4) 実施機関

航空局、国土地理院（東北地方測量部のみ）、東北地方整備局、東北運輸局、東京航空局、気象庁、仙台管区气象台、海上保安学校、第二管区海上保安本部

<問い合わせ先> (代表03-5253-8111)

国土地理院・東北地方整備局 (港湾空港関係を除く) について

○国土交通省大臣官房地方課公共工事契約指導室

課長補佐 江藤 (内線21962) 直通: 03-5253-8919

契約指導第一係長 野村 (内線21953) FAX: 03-5253-1533

航空局・東北運輸局・東京航空局・気象庁・海上保安庁等について

○国土交通省大臣官房会計課契約制度管理室

専門官 成澤 (内線21833) 直通: 03-5253-8206

契約制度管理係長 信耕 (内線21834) FAX: 03-5253-1530

東北地方整備局 (港湾空港関係に限る) について

○国土交通省港湾局総務課

課長補佐 田中 (内線46185) 直通: 03-5253-8663

契約指導係長 江崎 (内線46184) FAX: 03-5253-1648

(別 添 1)

	措置対象業者名	措置期間
①	常盤工業(株)	3ヵ月
②	(株)伊藤組	3ヵ月
③	奥村組土木興業(株)	3ヵ月
④	鹿島道路(株)	1.5ヵ月
⑤	世紀東急工業(株)	2.5ヵ月
⑥	大有建設(株)	3ヵ月
⑦	(株)竹中道路	3ヵ月
⑧	地崎道路(株)	3ヵ月
⑨	東京舗装工業(株)	3ヵ月
⑩	福田道路(株)	3ヵ月

[参 考]

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (抄)

別表第2

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する <u>区域内</u> において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の運用基準 (抄)

7 別表第2関係

二 独占禁止法第3条に違反した場合(第5号から第7号まで及び第12号イ)は、次のイからニまでに掲げる事実のいずれかを知った後速やかに指名停止措置を行うものとする。

イ 排除措置命令

ロ 課徴金納付命令

ハ 刑事告発

ニ 有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

四 別表第2第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とすること。この場合において、この号前段の期間が別表第2第5号から第7号まで及び第12号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。